

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

監査公表	ページ
○包括外部監査の結果に対する措置	1

監 査 公 表

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、高知県知事から包括外部監査の結果に対する措置について通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月21日

高知県監査委員
7 高行管第657号
令和8年3月26日

高知県監査委員 様

高知県知事 濱田 省司

令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）

令和7年3月31日付け高知県公報号外第22号監査公表第8号で公表された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき別紙のとおり通知します。

別紙

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

1

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>第7 包括外部監査の結果</p> <p>1 在宅医療提供体制整備事業費</p> <p>(1) 保険医療計画推進事業費</p> <p>イ 事業細目</p> <p>(イ) 地域医療介護連携ネットワークシステム導入促進事業費補助金</p> <p>e 監査の結果【意見】</p> <p>マイナンバー制度不慣れから生じた医療機関の対応や町内の移住と県の責任とはいえないが、年間43件は、はたまるネット登録患者数約17,000人の僅か0.3%であり、令和6年度事業としては失敗と言わざるを得ない。県が補助交付先からは、紐付けの仕組みは出来たので、実施期間終了後も紐付け増加に向けての取組を継続していく旨の報告があったと補助の成果を強調するが、住民や自治体のマイナンバー制度への不信感を払拭できているのか疑問である。医療機関が患者への紐付けの声を拒絶したことに伴い、医療機関への協力金分の令和5年度支出は減額出来たものの、<u>本事業を状況変化のみを理由にわずか43件の紐付けで頓挫させるのは妥当ではない</u>。本事業によって、はたまるねっと専用ICカードをマイナンバーカードへ紐付けする環境は整備され、令和6年度以降は、システムのランニング経費を補助先が支出する方たちで、患者への紐付けの働きかけを継続しているとのことである。<u>令和6年度以降は予算化されていないが、引き続き紐付け実働の把握を継続し、導入実績が伸びなければ促進事業の再開を検討すべきである。</u></p> <p>(2) 在宅医療等地域医療提供体制整備事業費</p> <p>イ 事業細目</p> <p>(ウ) 退院支援事業委託</p> <p>d 監査の結果【意見】</p> <p>入退院支援研修の受講者は一定確保されているが、この受講者数が妥当かどうか後に検証できる。予め目標設定をすべきである。例えば評価指標の伸び率に受講者数の伸び率を設定する等によることが考えられる。</p> <p>入退院支援管理者研修、看護管理者研修、多職種協働研修、入退院支援コーディネート能力修得研修等の様々な研修につき、参加者に対する高知県立大学宛アンケート用紙がファイルされていたが、集計結果が見当たらなかった。<u>受講者は勿論のこと、委託者の側でも、受講者の満足度や要望を確認し、次の事業につなげる材料とするべきである。</u></p> <p>(エ) 人生の最終段階における医療・ケアの意思決定支援事業</p> <p>c 監査の結果【意見】</p> <p>研修講習については、参加者数が妥当かどうか後に検証できるよう、予め目標設定をすべきである。例</p>	<p>1 在宅医療提供体制整備事業費</p> <p>(1) 保険医療計画推進事業費</p> <p>イ 事業細目</p> <p>(イ) 地域医療介護連携ネットワークシステム導入促進事業費補助金【在宅療養推進課】</p> <p>補助事業者に対し、マイナンバーカードへの紐付け件数を増やすための計画と実績について、定期的にヒアリングを行います。</p> <p>患者のマイナンバー制度に対する不信感を軽減するため、補助事業者が患者に対して専用ICカードとマイナンバーカードの紐付けに関する説明を行い、紐付け件数の増加につなげるよう、取り組むこととしています。</p> <p>(2) 在宅医療等地域医療提供体制整備事業費</p> <p>イ 事業細目</p> <p>(ウ) 退院支援事業委託【在宅療養推進課】</p> <p>令和7年度は入退院支援コーディネート能力の修得に向けた研修等を11回開催します。受講者側の体制を踏まえつつグループワークを実施する等効果的な研修とするため、1回あたり40名、合計440名の参加を目指します。あわせて目標の達成と入退院支援の取り組みを実施する医療機関を広げるため、これまで未受講の医療機関に個別に案内する等、受講を促します。</p> <p>また、受講者アンケートの集計結果を今後は委託者側でも確認し、随時研修内容に反映することで受講者のニーズにあった研修プログラムになるよう取り組みます。</p> <p>加えてアンケートの分析により、受講拡大に向けて、その他の改善点も併せて検証し、改善の取り組みます。</p> <p>(エ) 人生の最終段階における医療・ケアの意思決定支援事業【在宅療養推進課】</p> <p>令和7年度は公開講座5回、出前講座8回の開催を目標とします。また、企業に社員を対象に研修を実施する</p>

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

2

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>例えば評価指標の伸び率に参加者数の伸び率を設定する等によることが考えられる。</p> <p>(キ) 中山間地域等訪問看護師育成講座開設寄附金</p> <p>e 監査の結果【意見】</p> <p>各年度の予算は2,000万円であり、受講者数は、令和2年度15名、令和3年度17名、令和4年度20名、令和5年度18名であることから、一人当たり100万円以上が寄附先へ支払われている計算となる。下記の中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金を併用すれば、更に一人当たり費用は高額となる。<u>外部監査人としての問題意識は、この(少ない)受講者数が適正かどうかということである。</u></p> <p>この点につき県の説明は以下のとおりである。すなわち、本寄附講座は訪問看護ステーションに勤務する2年目以内の方や看護経験がブランクがある方を対象に、受講者の経験年数や実務能力に応じた研修を実施している。県内の訪問看護師の総数470名(令和4年度)のうち、受講対象となる看護師は一定限られた人数に過ぎることから、受講者は毎年20名程度となっている。</p> <p>しかし、<u>受講者が20名程度にすぎているのは結果論であり、対象人数が妥当かどうか後に検証できる</u>よう、予め年度ごとの目標設定をすべきである。</p> <p>(ク) 中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金</p> <p>e 監査の結果【意見】</p> <p>県からは、県内の訪問看護師の総数470名(令和4年度)のうち、受講対象となる看護師は一定限られた人数に過ぎることから、毎年度数名程度となっている旨の説明があった。</p> <p>しかし、<u>対象人数が妥当かどうか後に検証できる</u>よう、予め年度ごとの目標設定をすべきである。</p> <p>(ケ) 訪問看護師研修委託</p> <p>e 監査の結果【意見】</p> <p>参加人数が妥当かどうか後に検証できるよう、予め目標設定をすべきである。例えば評価指標の伸び率に参加者数の伸び率を設定する等によることが考えられる。</p>	<p>よう働きかけ、3回の実施を目標とします。</p> <p>出前講座や企業内研修については主催側の状況により少人数の研修もあるため、1回あたり15～20人程度を、公開講座は1回あたり50人程度を想定し、目標値は受講者数年間450人とします。</p> <p>(キ) 中山間地域等訪問看護師育成講座開設寄附金【在宅療養推進課】</p> <p>中山間地域を含め、在宅での生活を希望される方が必要なサービスを受けることができるよう、訪問看護師の育成・確保の取組みを進めています。訪問看護師数は増加していますが、小規模なステーションが過半数を占めており、各ステーションで新卒者を教育する人的・経済的余裕がなく、新卒者の採用が進まず、継続的な育成も難しい状態です。また高い看護スキルが求められる一方、代替要員が少ないため、研修に参加しにくいといった状況もあります。</p> <p>そのため、高知県立大学に寄附講座を開設し、新卒者、看護経験者それぞれを対象とした研修プログラムを作成・実施し、受講しやすいよう、1科目から受講できる短期プログラムも開設しています。しかし、こうした研修プログラムについて、ステーションに十分認識されていないことも受講者が少ないことの要因の一つと考えられますことから、各年度の目標を達成できるよう各訪問看護ステーションに講義について一層周知を図ります。</p> <p>併せて、受講者へのアンケート調査により、研修テーマや受講環境などがニーズに沿った研修となっているか検証し、改善の取り組みます。</p> <p>令和7年度に訪問看護実態調査を行い、その結果を踏まえた数値目標を令和8年度から設定します。</p> <p>(ク) 中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金【在宅療養推進課】</p> <p>訪問看護ステーションは増加していますが、県中部に偏している状況です。これまで中山間へのサービス確保の観点などから補助金の受給対象者を限定していましたが、中山間地域へのサービス確保には都市部も含め、県全体で訪問看護師の数の確保と質の向上の取組をより充実させていくことが必要です。</p> <p>そのため、受講者数の拡大に向けて、まずは令和7年度に訪問看護実態調査を実施し、その結果を踏まえた数値目標を令和8年度から設定します。</p> <p>(ケ) 訪問看護師研修委託【在宅療養推進課】</p> <p>令和7年度に実施する訪問看護実態調査により、県内訪問看護師数を把握し、受講率等を算出し令和8年度から目標値を設定します。各年度の目標を達成できるよう各訪問看護ステーションに周知を図ります。</p> <p>また、受講者へのアンケート調査により、研修テーマや受講環境などについてニーズに沿った研修となっているか検証し、受講者数の拡大に向けて改善の取り組みます。</p>

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

3

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>(サ)医療介護連携情報システム導入促進事業費補助金 e 監査の結果【意見】 加入数が妥当かどうか後に検証できるよう、予め目標設定をすべきである。例えば評価指標の伸び率に加入者数の伸び率を設定する等によることが考えられる。</p> <p>エ 監査の結果(訪問看護事業全体について)【意見】 訪問看護ステーション及び訪問看護師の増加に伴い、訪問看護体制が全体量として充実しつつあるのは、県事業の成果といえる。 しかし、支援体制の地域偏在は解消されていない。アンケート調査からは、中山間地域で訪問看護を担当する訪問看護師が、中小規模の訪問看護ステーションに在籍しながら、相談できる経験豊富な先輩や家庭の都合などで仕事を抜ける際に対応してくれる仕事仲間等に限られる就業環境で、精神的にも経済的にも不安を抱えながら職務をこなしている状況がうかがえる。 「日本一の健康長寿県構想」は要するに、高齢者になってからも安心して楽しく暮らせることを高知の「売り」にするものと理解しているが、そのためには中山間地域対策を含めた訪問看護体制の確立は欠かせないのであるから、思い切った予算配分を検討すべきである。</p> <p>(3)在宅歯科医療推進事業費 イ 事業細目 (ア)在宅歯科医療連携推進事業委託料 e 監査の結果【意見】 参加者数が妥当かどうか後に検証できるよう、予め目標設定をすべきである。例えば評価指標の伸び率に参加者数の伸び率を設定する等によることが考えられる。</p> <p>(イ)在宅歯科医療連携推進事業委託料 e 監査の結果【意見】 相談件数や研修参加人数が妥当かどうか後に検証できるよう、予め目標設定をすべきである。例えば評価指標の伸び率に参加者数の伸び率を設定する等によることが考えられる。</p>	<p>(サ)医療介護連携情報システム導入促進事業費補助金 【在宅療養推進課】 高知家@ラインの加入状況について、定期的に把握することとし、令和7年度は10施設の新規加入を目標として、実施主体の取り組みを支援します。 (参考)令和7年2月時点:382施設 令和6年2月時点:374施設 具体的には、基幹病院の加入により、周辺施設(介護事業所等)の加入も見込まれるため、基幹病院への加入の働きかけを推進することで上記目標を達成します。</p> <p>エ 訪問看護事業全体について【在宅療養推進課】 訪問看護ステーションの県中央部への偏在について、中山間地域へ訪問看護サービスの提供を維持するため、遠隔加算の補助を継続し、必要な予算を確保します。 都市部も含め、県全体の訪問看護師の数の確保と質の向上の取組をさらに充実させていくため、令和7年度に実施する訪問看護実態調査により、訪問看護スタートアップ研修の未受講者の課題やニーズを把握し、受講者数の拡大に向けた改善の取り組みをします。 また、訪問看護総合支援センターによる訪問看護ステーションへの人材確保や経営支援、訪問看護師への手技向上支援などの就業環境の改善に向けた取り組みを継続していきます。</p> <p>(3)在宅歯科医療推進事業費 イ 事業細目 (ア)在宅歯科医療連携推進事業委託料【在宅療養推進課】 訪問対応可能な歯科衛生士を増加させるため、訪問歯科診療実施医療機関勤務の歯科衛生士を対象に、当該研修を実施しています。 令和7年度は研修を4回開催します。受託者側の体制を踏まえつつグループワークを実施する等効果的な研修とするため、1回あたり50名、合計200名の参加を目指します。</p> <p>(イ)在宅歯科医療連携推進事業委託料【在宅療養推進課】 訪問歯科診療のレセプト件数の少ない地域で、患者を掘り起こし、歯科の受診につなげることが課題と考えられています。 相談者の属性を分析し、より患者に近い専門職との連携ができていくか等について検証し、改善の取り組み、相談のあった患者を確実に診療につなげていきます。 また、令和7年度は歯科医師等を対象とした訪問歯科診療に係る研修を2回開催します。受託者側の体制を踏まえつつグループワークを実施する等効果的な研修とするため、1回あたり50名、合計100名の参加を目指</p>

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

4

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>2 認知症支援事業費 (2)認知症介護実践者養成事業費 ウ 監査の結果(認知症介護実践者等養成事業費全体について)【意見】 各細目を通じて、修了者数の目標は設定されておらず、修了者数が妥当であるか判断できなかった。妥当性を後に検証できるよう、予め目標設定をすべきである。 もともと、本事業の研修のうち、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修及び認知症対応型サービス事業開設者研修は、要綱に定める介護事業者がそれぞれの職務につき場合に受けなければならない研修であり、県は目標設定ごあたり、目標修了者数を掲げるのではなく、定員に達したため受講を断る事態が生じないよう、受入体制を構築することに重点を置き、毎年の修了者や受講希望者数を鑑みて予定者数(=受入可能数)として定員を設定しているとのことである。これは合理的判断である。したがって、これら以外の研修につき修了者数の目標設定をすれば足りる。</p> <p>(3)認知症地域医療・介護支援事業費 イ 事業細目 (イ)認知症対応力向上研修事業委託料 c 監査の結果【意見】 各研修後の参加者アンケートを閲覧したところ、選択式質問に回答するだけでなく、自由記載式質問にも多数の真摯な書き込みがあり、参加者が熱心に受講したことがうかがえた。 しかし、研修ごとの参加者目標数は設定されておらず参加者(修了者)数が妥当かどうかの判断ができなかった。 この点、県は、高知県認知症施策推進計画において、かかりつけ医認知症対応力向上研修を受講した医師に関する受講率の目標値を定めている。認知症を早期発見し、専門的な医療機関につなげる役割として、サポート医の育成やかかりつけ医の対応力向上に注視して目標を設定したとのことであり評価できる。 しかし、他の医療機関について目標値は定めておらず、研修ごと、年度ごとの目標値もない。事業として研修を実施する以上、研修ごと、年度ごとの参加者数の目標設定及びその結果の分析が必要である。</p> <p>(4)認知症疾患対策事業費 イ 事業細目 (ア)認知症疾患医療センター運営委託料 e 監査の結果【意見】 委託項目ごとの目標数が設定されておらず、成果記載の件数が妥当かどうかの判断ができなかった。事業として実施する以上、委託項目ごとの目標設定及びそ</p>	<p>します。</p> <p>2 認知症支援事業費 (2)認知症介護実践者養成事業費 ウ 認知症介護実践者等養成事業費全体について【長寿社会課】 本事業は、認知症介護の専門職を養成し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的に実施しているものです。 認知症介護研修推進計画(令和6～8年度)における各年度の受講予定者数を目標として設定し、事業の進捗管理・見直し等、効果検証に詳細に基づき行います。 なお、目標は以下のとおりです。 ア)認知症介護実践一ター研修 ・令和6年度 280人 (実績:201人) ・令和7年度 280人 ・令和8年度 280人 イ)認知症介護実践一ター研修 ・令和6年度 50人 (実績:48人) ・令和7年度 50人 ・令和8年度 50人</p> <p>(3)認知症地域医療・介護支援事業費 イ 事業細目 (イ)認知症対応力向上研修事業委託料【長寿社会課】 医療従事者ごとの人数や、これまでの研修終了者数などを踏まえ、以下のとおり目標設定し、各研修で達成ができるよう、職種別等と連携して周知を図り、受講者を募集するとともに、引き続き研修後の受講者アンケート結果を集計分析のうえ、改善の取り組みます。 ・歯科医師向け認知症対応力向上研修 令和7年度 40人 令和8年度 40人 ・薬剤師向け認知症対応力向上研修 令和7年度 70人 令和8年度 70人 ・医療従事者向け認知症対応力向上研修 令和7年度 80人 令和8年度 80人</p> <p>(4)認知症疾患対策事業費 イ 事業細目 (ア)認知症疾患医療センター運営委託料【長寿社会課】 県内の各認知症疾患医療センターの連絡会議や認知症施策推進会議等で協議のうえ、センターの機能や役割も踏まえ、令和8年度末までに必要な項目について目標を設定し、結果等も共有していきます。</p>

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

5

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p><u>の結果の分析が必要である。</u></p> <p>この点につき県は以下のように説明する。すなわち、認知症医療疾患センターは国の指針に基づき、高知県が実施主体として設置しているもので、各圏域に設置することでかかりつけ医やサポート医との医療連携を図るとともに、地域包括支援センターや介護事業所との連携支援体制の構築を図るよう各医療機関に委嘱しているものである。そして県は、基幹型認知症疾患センターとは毎月定例会を実施し、他のセンターとも年3回連絡会を実施し、運営上の課題や取組評価等の情報を共有しており、各取組の評価もそういった機会に共有しているとのことである。</p> <p><u>しかし、事業実績の評価に数値目標は必須である。センターとの定例会や連絡会の機会を利用し、協議のうえで目標値を設定し、結果及びその評価も共有していくべきである。</u></p>	
<p>3 地域包括ケア推進事業費(在宅療養推進費担当)</p> <p>(3)介護予防事業評価・市町村支援事業費</p> <p>イ 事業細目</p> <p>(ア)フレイル予防推進事業費</p> <p>(c)フレイル予防講演会、講習会</p> <p>② 監査の結果【意見】</p> <p>講演内容は充実しており参加者数も伸びている。しかし、参加者の目標数が設定されておらず、実績が妥当かどうかの判断ができていなかった。市町村のニーズに基づく個別の講習会であっても、<u>県の事業として実施する以上、目標設定及びその結果の分析が必要である。</u></p>	<p>3 地域包括ケア推進事業費(在宅療養推進費担当)</p> <p>(3)介護予防事業評価・市町村支援事業費</p> <p>イ 事業細目</p> <p>(ア)フレイル予防推進事業費</p> <p>(c)フレイル予防講演会、講習会【長寿社会課】</p> <p>住民主体のフレイル予防活動が県内に広く展開していくための契機として地域での講演会を実施しています。講習会の開催があたりは、令和8年度からは共同開催となる市町村と協議のうえ参加者数の目標値を設定し、結果分析も実施します。</p>
<p>(イ)介護予防アプリ開発委託料</p> <p>d 監査の結果【意見】</p> <p>介護予防アプリ開発委託料について、委託方法より一般競争入札であったが、参加者は落札者のみであった。県は、県内においてスマホアプリを自社開発した実績のある事業者は数社しかないため、入札参加者が1者しかいなかったものと分析する。しかし、県からみて安心感のある事業者の落札が長期間継続と競争力が働かなくなる恐れがある。県のホームページによれば入札公告は入札日の2週間前であったが、新たに県事業に参入しようとする事業者にとって、かかる短期間で参加するか否かの判断ができるものかは疑問である。県としては、<u>新規事業者の入札への参加を促すために、十分な入札期間を設けるべきである。</u></p> <p>本アプリはWebアプリ(ホームページを閲覧するアプリ)であり、スマホ等へのダウンロードが不要なため、フレイルチェックを行った際の判定ページの表示回数を利用者実績としてカウントし、アクセス数等の測定を行っているとのことであった。アプリの運用開始後、6ヶ月で1,163人が利用したとのことである(なお、令和6年度は3,233人)。</p> <p>フレイルチェック利用者の目標数が明らかでない</p>	<p>(イ)介護予防アプリ開発委託料【長寿社会課】</p> <p>本事業によるアプリの開発は令和5年度単年度事業ですが、今後同様の事業を実施する場合は、より適切な入札期間の設定等を行い、新規事業者の参加を目指します。</p> <p>フレイルチェック利用者の目標数は、県内集いの場に参加した高齢者数を目標として設定しました。</p> <p>(目標) 令和7年度: 6,000人 令和8年度: 9,000人 令和9年度: 12,000人</p> <p>フレイル予防の概念を県民に広く普及啓発し、フレイル予防に取り組む動機や認知機能低下の早期発見となるよう活用してもらうため、幅広い層に普及啓発を実施していきます。</p>

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

6

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>め、この利用者数が妥当かどうかは不明であるが、<u>本県の高齢者数、認知症患者数に鑑みれば少なく感じざるを得ない、やはり、事前に目標値を設定したうえで実績を評価し、実績が足りなければ広報啓発活動を充実させるなどの対策を講ずるべきである。</u></p>	
<p>4 老人福祉施設支援費</p> <p>(3)介護施設等整備対策事業費</p> <p>エ 監査の結果【意見】</p> <p>既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業、簡易陰圧装置設置経費支援事業、感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備経費支援事業、介護施設等における看取り環境整備推進事業、介護職員の宿舍施設整備事業については、PDCA管理されていない。担当課からは、年度が始まる前の予算取組の際に各事業の利用見込みを算出するために当該施設等前記事業について案内をしていること、補助先の財政状況などを踏まえての事業者判断により行われているためPDCAサイクルによる管理は難しいとの説明があった。</p> <p>もともと、県として前記事業を実施するのであるから、<u>事業ごとに目標値などを定めることはできるのであり、現状利用実績(利用実績が多くないならその要因等)を調査し、利用が実施されていないなら改善策や対応策を考えるなど、合理的に前記事業を実施するべきである。</u>とりわけ、簡易陰圧装置設置経費支援事業、感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備経費支援事業に関しては、高齢者の感染予防という観点からも重要な事業であり、前記のとおり目標を立てて事業を実施するのが望ましいものといえる。</p>	<p>4 老人福祉施設支援費</p> <p>(3)介護施設等整備対策事業費【長寿社会課】</p> <p>簡易陰圧装置の設置やゾーニング環境整備は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の基本的な対策に付加して行う対策です。</p> <p>各施設によって状況は異なっており、あくまでも事業者においてその対策が必要と判断された場合に活用できるメニューと捉えており、その他事業についても各施設によって状況が異なることから、数値目標の設定はなじまないと考えていますが、積極的に本事業を活用いただけるよう周知に取り組んでいきます。</p>
<p>6 介護保険費</p> <p>(3)介護支援専門員資質向上事業費</p> <p>ウ 監査の結果【意見】</p> <p>(ア)主任介護支援専門員研修事業委託料【意見】</p> <p><u>本事業の契約については一般競争入札による方法を検討すべきである。</u>介護に関する主任介護支援専門員研修が法定研修であることから、かかる研修を行う事業者が高知県外にも多数存在するものと考えられる。オンラインでの打ち合わせ等が利用されており研修等の時間も46時間と拘束時間として限定されていることからすれば競争原理を排してまで県内事業者に限る必要性は乏しく、随意契約とする必要性は乏しいものと言わざるを得ない。なお、担当課によれば、「本事業の委託先について、令和2年度までは社会福祉法人高知県社会福祉協議会に、令和3年度には高知県介護支援専門員連絡協議会に業務を委託したところ、いずれの団体からも継続を断られたため、新たに業務を遂行できる事業者を探し、介護労働安定センター高知支部に委託することになった。」とのことであった。</p> <p>前記のとおり断られた経緯からしても、本事業の受</p>	<p>6 介護保険費</p> <p>(3)介護支援専門員資質向上事業費</p> <p>(ア)主任介護支援専門員研修事業委託料【長寿社会課】</p> <p>より効果的な事業が実施できるよう、令和8年度はプロポーザル方式により事業者を選定する方向で検討しています。</p>

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

7

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>け手は複数いるのであり、複数業者からの相見積りや一般競争入札の方法など市場性のある中で合理的な委託契約となる契約方法を検討すべきである。</p> <p>(イ) 介護支援専門員資質向上事業費補助金【意見】 社会福祉法人高知県社会福祉協議会による実施報告書には、参加者数や研修会のタイトル等のみが記載されているだけで、アンケートも実施されていないが集計されておらず、研修会の参加者ごとの程度研修会が設立しているのかが記録上からは不明であった。 県事業である以上、研修会の実施→アンケートの実施→アンケートの集計→振り返りという各手順を規定し、より合理的に取組むべきである。 県は、本事業で実施する研修会は法定研修であるため、介護支援専門員の資質向上のために研修の企画や実施状況の評価、関係機関で課題と役割を情報共有する等の場として、「高知県介護支援専門員研修等向上委員会」を設置し、その中で議論をしていると説明する。また、アンケートは集計してはいいが、その写しを講師には送っており、研修講師複数名が高知県介護支援専門員研修等資質向上委員会の委員になっており、一部の委員にはアンケート結果について共有されているとする。しかし、アンケート結果を分析した結果を全委員に共有してこそ、的確な議論ができるものというべきであり、アンケート結果の分析などを踏まえた合理的な運営が望ましいものと考えらる。</p> <p>(5) 介護保険給付事業費 ウ 監査の結果【意見】 (イ) 地域支援事業交付金【意見】 本事業の利用主体である市町村によっては利用項目に顕著に差が生じている。本事業は、認知症等の初期対応や成年後見制度の利用促進の観点からも重要な事業である。その意義や市町村の意思等で利用実態が変わりうることを踏まえれば、利用率等に関する指標を設けてPDCAサイクルにのっとった運用をすべきである。 なお、担当課によれば、「地域支援事業交付金については、市町村が主体となり、地域の実情に応じた事業に活用ができる財源であることから、県は各市町村での取組状況を適宜把握しながら、市町村において適切かつ効果的に活用していただくよう、必要な情報提供や助言等を行っており、年に1回は市町村への聞き取りをし、地域の課題顕彰につなげられている。」、各市町村での取組状況を分析するものとして令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金に関する評価指標が提出された。しかし、市町村での現状を分析した資料はなかった。 よって、前記のとおり、利用率等に関する指標を設けてPDCAを策定すべきと考えながら、地域支援事業</p>	<p>(イ) 介護支援専門員資質向上事業費補助金【長寿社会課】 研修の実施にあたっては、今後もアンケートを継続のうえ、集計・分析を行うこととします。また、高知県社会福祉協議会及び講師等と集計・分析結果を共有し、実施年度の振り返りを行うとともに、次年度研修の効果的な運営につなげていきます。</p> <p>(5) 介護保険給付事業費 (イ) 地域支援事業交付金【長寿社会課】 年度当初に、各市町村の前年度の実施状況を調査するとともに、個別に聞き取りをし、各事業が地域の課題解決につながっているかなど、状況を把握しています。また、利用に課題がある自治体に対しては、必要な情報提供を行っています。さらに、限度額を超過している自治体などには、優先的にアドバイザーを派遣し、交付金の適正な活用方法などの助言を行っています。 加えて、保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金に関する評価指標や各自治体の健康指標なども併せてデータ分析することでより具体的な助言ができるように取り組んでいます。</p>

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

8

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>交付金の主体が市町村であることから同PDCAを策定することが困難であるとしても、市町村ごとの現状を分析し、利用できるものが利用されているかどうかを確認するべきである。</p> <p>(6) 介護保険事業費 ア 介護保険事業費 (ウ) 監査の結果【意見】 福祉・介護事業所事業継続計画策定支援事業委託料【意見】 令和5年度末頁に、委託先より委託金額の変更の申出があり(令和6年2月28日申出)、当初金額2,390,781円から1,774,314円に減額となっている(変更となった項目は、人件費、旅費、印刷費、会費等のすべて)。委託先から変更の申出があったから変更ができたものの、本来ならば県において、事業が終了したタイミング等の適宜の時期に委託金額の変更の有無などを確認することなどが事業管理の手順として組み込まれているべきである。事業委託をする場合においては前記のとおり手順・ルールを徹底すべきである。</p> <p>7 福祉・介護人材確保事業費 (4) 福祉・介護人材定着支援事業費 ウ 監査の結果【意見】 福祉・介護事業所認証評価事業実施委託業務の委託先は、制度開始前の平成29年度から令和6年度まで、株式会社エイデル研究所となっている。契約方式は随意契約である。認証評価制度立ち上げ時点から同社が関与しており、同社は認証評価制度に関するノウハウ等の蓄積が多いという利点は理解できる。他方で、8年という長期にわたって委託先が随意契約によって特定の事業者で固定化されているという現状上、余計な不信任を招きかねない。プロポーザル方式の導入を検討することが必須である。</p> <p>(5) 福祉・介護の仕事広報事業費 ウ 監査の結果【意見】 福祉・介護の仕事自体に関わる広報事業費は、令和5年度予算は982万2,000円である。このうち584万4,000円は11月11日の介護の目におけるイベント開催委託料であるが、これは同イベントのためだけのピンポイントな支出であるから、一般的な意味での広報事業の予算は363万8,000円にとどまることとなる。 令和5年度の広報事業予算363万8,000円は、全額が</p>	<p>(6) 介護保険事業費 ア 介護保険事業費 福祉・介護事業所事業継続計画策定支援事業委託料【長寿社会課】 委託事業の実施にあたっては、委託先と定期的に連絡を取り合い、事業計画の変更等が必要ないかどうか、しっかりと確認しながら、進捗管理を徹底します。</p> <p>7 福祉・介護人材確保事業費 (4) 福祉・介護人材定着支援事業費【長寿社会課】 福祉・介護事業所認証評価事業実施委託業務は、福祉・介護職員の育成や定着、利用者満足度の向上につながる取り組み等について、県が定める基準を満たす事業所を認証する「高知県福祉・介護事業所認証評価制度」の効果的な運営に向けて、セミナーや個別相談対応など、認証取得に向けた事業者への各種サポート等の業務を委託するものです。本県における本事業の制度設計にあたっては、先行的な取り組みを進めていた京都府の事業を参考としたため、京都府事業の設計から運営まで一連の業務を受託する、株式会社エイデル研究所と随意契約を締結しました。以降、本事業を円滑に遂行するために必要な知識やノウハウを有し、効果的かつ効率的に遂行することができる唯一の事業者として、委託先を株式会社エイデル研究所としてきました。 しかしながら、制度構築から期間が経過し、事業運用の方向性が一定確立したことから、契約方法を見直すこととしました。令和8年度からはプロポーザル方式によって広く企画提案を募ることにより、さらなる事業効果の向上につなげていきます。</p> <p>(5) 福祉・介護の仕事広報事業費【長寿社会課】 県では、介護の仕事に対するネガティブなイメージが根強 ことを課題として捉えており、若い世代に向けた介護の仕事の魅力発信(ネガティブイメージの払拭)に取り組んでいます。 引き続き、介護の仕事に対するネガティブなイメージの払拭に向けたツールとして「KAIGO PRIDE プロジェクト」を活用し、アンケートも継続のうえ、その効果や関係者の意見も取り入れながら、より効果的な事業となるよう取り組</p>

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

9

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>広報事業委託料となっている。委託内容は「KAIGO PRIDE プロジェクト」への参画とのことである。介護という事業をブランディングし、若い世代への印象向上を図るとして同事業の試みは、これまでなかったものであり、大いに評価されるべきである。</p> <p>この点、令和6年に実施されたポートレート写真展の際に行われたアンケートでは、283名の回答があり、介護の仕事に対してイメージが良くなったとの回答が44.9%に上った。介護の仕事に対して興味があったとの回答も30.3%に上った。同プロジェクトは、介護分野の人材確保の起爆剤ともなり得る可能性を感じさせる。同プロジェクトにかかわる広報を多角的に展開するとともに、県としての効果測定も、極力多角的に実施していくべきである。</p> <p>8 地域包括ケア推進事業費(長寿社会課担当) (3)生活支援コーディネーター養成事業費 ウ 監査の結果【意見】</p> <p>社会福祉法人高知県社会福祉協議会に随意契約により委託していることについて、担当課によれば、「高知県の介護福祉人材の育成を担う体制として社会福祉法人高知県社会福祉協議会に設置した高知県福祉人材センターや社会福祉法人高知県社会福祉協議会の関連県と連携して一体的に介護福祉人材の研修を行うことで、一貫した研修体系による効果を期待して研修を委託している。」「生活支援コーディネーターの効果的な活動のためには、市町村が多様な主体等との連携が不可欠であり、社会福祉法人高知県社会福祉協議会は、従前から市町村社会福祉協議会やNPO法人などに対する活動支援を行っており、支え合い体制づくりの体制構築のために核となりうる関係機関との連携強化や包括的な支援体制の構築のためには、当該契約先の相手方として社会福祉法人高知県社会福祉協議会以外ないと認識している。」とのことであった。</p> <p>しかし、高知県福祉人材センターによる介護福祉人材の研修と生活支援コーディネーター研修との関連性は不明であるし、両者はその研修会の性質が異なる。また、生活支援コーディネーターをどう活用するのかと研修を誰がするのかというの性質が異なる問題である。</p> <p>また、委託先である社会福祉法人高知県社会福祉協議会においても、研修会実施にあたり外部専門家を招いていた。</p> <p>さらに、随意契約で契約を維持するならば、研修会の効果測定が必要であるところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、十分できていなかった。</p> <p>以上より、次年度においても、本事業を社会福祉法人高知県社会福祉協議会と随意契約で契約するとしても、随意契約の必要性を積み上げる必要性があり、場合によっては競争入札による方法も検討すべきである。</p> <p>(4)地域包括支援センター機能強化事業費 ウ 監査の結果【意見】</p>	<p>でいきます。</p> <p>8 地域包括ケア推進事業費(長寿社会課担当) (3)生活支援コーディネーター養成事業費【長寿社会課】 高知県社会福祉協議会との随意契約の必要性について、改めて整理を行い、令和8年度の実施にあたり競争入札による方法も検討しています。</p> <p>(4)地域包括支援センター機能強化事業費 (ア)地域包括支援センター職員スキルアップ事業【長寿</p>

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

10

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>(ア)地域包括支援センター職員スキルアップ事業</p> <p>本事業については、第4期日本一の健康長寿県構想 Ver.4柱Ⅱ「地域ニーズに応じた介護サービス提供の体制づくり」において、あるべき姿として示されている「高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続ける」という目標に向けて「地域包括支援センターの機能強化」としてPDCAの指標となっている。</p> <p>県は、本事業で実施するすべての研修でアンケートを実施し、総合分析を行っていた。</p> <p>もともと、介護予防支援従事者事業(初任者向け)については、講師が毎年度固定化されていた。</p> <p>また、県で進める事業にもかかわらず参加していない自治体もあった。</p> <p>加えて、本事業によるスキルアップによる成果等を確認する体制等もなかった。</p> <p>本事業の意義の大きさを踏まえれば、自治体職員が参加しやすいうちにオンライン参加し認めるハイブリッドによる参加形態等も検討すべきである。また、受講要件を満たす初任者がどの程度参加できているのかも把握すべきである。さらに、毎年度同じ講師が担当している介護予防支援従事者研修(初任者向け)については、当該講師が担当を継続することの相当性・必要性も別途検証し、研修会後のアンケートもすべての研修会で実施し、次年度の研修に活かすべきである。加えて、本事業による市町村における具体的な効果・成果を測定する取組も実施すべきである(例えば、過去の参加者による発表等や取組・意識調査等)。</p> <p>(イ)地域ケア会議活用推進等事業</p> <p>本事業については、事業の進捗を管理するファイルと協議会のアンケートを管理するファイルが別々になっており事業を統一的に管理する運用になっているのか疑問が見受けられた。このような事業管理の在り方からすれば、各協議会や研修会の意義などをどの程度分析し、効果的に運用しているかについても疑問が生じえない。本事業は、第4期日本一の健康長寿県構想 Ver.4における「ネットワーク・システムづくりの推進」(支援の必要な高齢者を見つけつなぐ機能を強化)という趣旨からして意義は大きいものである。前記のような本事業の管理方法も早急に見直す必要がある。</p> <p>また、アドバイザー派遣実績がないことや令和5年度に研修会を実施していないことを踏まえれば、既に各市町村で前記代替機能等がある可能性も大きいにある。本事業を継続するの可否かという観点からの検討も必要であるし、本事業を実施するならば、アドバイザー派遣や地域ケア会議等の推進などについても、現状を分析した上で、PDCA等を策定し、効果的に事業実施すべきである。</p>	<p>社会課】</p> <p>介護予防支援従事者事業(初任者向け)は介護予防プラン作成に従事するための必須研修としていることから、受講確認と併せて研修内での演習の効果を一定担保するため、現地開催が必要と考えています。</p> <p>地域包括支援センター職員の業務の効率化や負担軽減などを踏まえ、研修効果に影響しない範囲でオンライン受講が可能な内容については、令和8年度からオンラインも活用したハイブリッド形式等で実施する方向で検討しています。</p> <p>講師については、令和6年度これまでと別の講師で実施しており、今後も研修目的に合わせて、適切な講師を選定するうえ開催し、アンケートなどにより効果も確認していきます。</p> <p>受講要件を満たす職員の受講状況の把握については、令和8年度から年度当初の各市町村へのヒアリングをおして初任者地域包括支援センター配属3年未満の受講対象者の状況を把握していきます。</p> <p>(イ)地域ケア会議活用推進等事業【長寿社会課】</p> <p>介護予防・地域支援室が設置された令和6年度から、事業の進捗に沿ってファイリングし、一連での管理を行っています。</p> <p>地域ケア会議へのアドバイザー派遣については、平成29年度に開始した事業で、各市町村で地域ケア会議の運営が定着し、現在活用実績が無いこと、市町村からの活用意向も聞けなかったことから令和8年度から事業を廃止する方向で検討しています。</p>

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

11

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>(5)介護予防事業評価・市町村支援事業費 ウ 監査の結果【意見】【指摘】 (ア)介護予防市町村支援事業【意見】 担当課が保管するファイルを開覧しても、市町村ヒアリングを行った日時等が一見してわからないなど、本事業の運用管理面においては大きな改善が必要である。 市町村ヒアリングでの市町村やアドバイザーの発言内容が記録された資料はあるものの、単に記録があるというだけで、それを今後どのように改善するのか、どう変わったのか等のフォローアップがされているように見受けられなかった。介護予防事業は地域で暮らす高齢者にとって重要な事業であることを踏まえ、<u>事業管理の在り方を見直し</u>たうえで、<u>本事業の効果測定を合理的に分析</u>(例えば、各市町村の回答を他の市町村に共有化するためのフォーマットづくりなど)、<u>ヒアリングをした市町村のフォローアップをする</u>など、<u>本事業を合理的に実施すべきである。</u></p> <p>(イ)介護予防活動普及展開事業【意見】 令和5年9月21日 転倒を防止するために重要なことは何か？ 令和5年10月26日 家でできる腰痛予防・軽減のための運動 令和5年11月28日 筋力トレーニングを守ろう…方法教えます 令和5年12月21日 変形性股関節症について 令和6年1月24日 認知症を防止するために 令和6年2月13日 加齢と難聴 令和6年3月13日 誤嚥性肺炎防止のために 何故各会の講演内容が上記のものになったのか(講演内容に受講する介護事業者の意向は反映されているのか)が不明確であり、各会アンケートが実施されていないなど、各研修会が合理的に実施されていないように見受けられた。研修会の成果を効果的に測定するためにも、<u>研修→アンケートの実施→振り返り</u>と、<u>PDCAに準じた形で合理的に研修会を実施すべきである。</u></p> <p>(ウ)総合事業実施支援事業【指摘】 本事業は、市町村の地域ケア会議や介護予防リハビリテーションの専門職等の助言が得られるよう、専門職の人材育成を支援するものであり、毎年度、3団体に合計約200万円が支出されている。 県は市町村の地域ケア会議への栄養士等の参加人数等を市町村ヒアリングにおいて確認しており、一定の事業効果は出ている。 しかし、3団体に毎年前記費用を支払う意義は疑</p>	<p>(5)介護予防事業評価・市町村支援事業費 (ア)介護予防市町村支援事業【長寿社会課】 市町村ヒアリングは取組を進めるにあたって、現状や課題把握の機会となり、その分析評価はPDCAを回していく上で重要な情報となります。その情報も、データで管理していますが、ヒアリング後の取組経過を含めて書類として残していくよう対応を見直しました。また、まとめたデータは各福祉保健所とも共有し、長寿社会課、福祉保健所で開催する研修会や担当者会議とおして、市町村にフィードバックを行っています。 ヒアリング後の市町村のフォローアップとして、令和6年度からは、県として課題を感じた市町村や、アドバイザーの助言を希望した市町村に対して、単発的な介入ではなく複数回の伴走支援を行う方法に変更して対応しています。</p> <p>(イ)介護予防活動普及展開事業【長寿社会課】 オンライン介護予防教室については、年度当初の事業開始前に集いの場に向けてアンケートを行い、希望の多かった内容をテーマに開催しています。 令和5年度は、参加人数の把握ができていませんでしたが、令和6年度からは受講人数の確認は行っています。 また、定期的にアンケートを実施し、受講者の意見や感想を基に、テーマの選定や内容の見直しを行っています。</p> <p>(ウ)総合事業実施支援事業【長寿社会課】 今後、認知症高齢者や単身高齢者のさらなる増加が見込まれることから、多職種が地域に Outreach、連携しながら事例に対応していく包括的な支援体制の重要性が増す事が予測されます。各職種が地域で必要な支援をしていくためには、高齢者を取り巻く新たな課題に対応するための資質向上や人材育成を継続していくことが必要と考えます。 令和7年度より、事業効果について3団体から事業評</p>

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

12

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>問を抱かざるを得ない。なぜならば、これまで実施した本事業より人材は育成されており、地域ケア会議への参加や介護予防リハビリテーション等については、育成された人材による対応が必要十分と考えられるからである。 <u>本事業の必要性・相当性を分析し、事業を継続するかを判断すべきである。継続するならば、単に事業を実施するのではなく、どのような目標をもって事業を展開するのかについてPDCAを策定し、合理的に事業運営すべきである。</u></p> <p>(エ)ボランティア活動推進事業費補助金【指摘】 本事業につき、令和5年度の利用実績はなかった。 担当課によれば、「本事業は、地域のボランティア活動の担い手育成を目的に令和5年度から取り組みを開始し、市町村ヒアリングや文書で周知し、利用意向を示す自治体も1ヶ所あったものの、結果として交付決定に至らなかった。」「補助の対象である65歳未満をボランティアポイントの付与対象として実施している市町村が少ないこと、他の財源を活用している市町村もあることから本補助金の活用には至らなかった。」とのことであった。もともと、ボランティアというのはそもそも無償のものであることを踏まえると、ボランティアにポイントという対価を与えるという本事業の意義はボランティアの性質に合わないように思われる。ボランティア活動意欲を有する高齢者等にしてもボランティアに関心のない高齢者等にしても、ポイントのためにボランティアをすることは考え難い。ボランティアポイントを付与することで、<u>前記ボランティア活動の担い手が増えるのかという前提事実の調査から始めるべきである。</u></p> <p>(オ)ボランティア活動推進アプリ開発委託料【指摘】 ボランティア活動推進事業費補助金の支出が令和5年度になかったこと、本事業によるアプリ配布数が少ないことからしても、本事業が効果的に実施されているのかは疑問である。 本アプリは、高知家健康パスポートの市町村ページ内に実装しており、本アプリ自体のダウンロード数を把握することはできないものの、高知家健康パスポートは令和6年3月末時点で約53,400人がダウンロードしているとのことであった(65歳以上の割合については不明)。 なお、今後は本アプリを活用してポイントを貯めている利用者数から活用状況を把握する予定とのことであった。 また、令和5年度はアプリの開発を行い、運用は令和6年度より開始となっている。本アプリは各市町村が市町村ごとに管理し、ボランティアのマッチングや活動のポイント管理、イベント情報等の周知等に利用できるが、活用している市町村は、3市町(安芸市・いの</p>	<p>価を記載してもらうように実績報告の様式を変更しました。 また、次年度予算編成に向け、3団体と、今後の方向性、育成した人材の活用などについて協議を行い、本事業の効果、人材の活動実績について再確認することで事業評価を行いながら、進捗管理していきます。また、併せて市町村に対して本事業の積極的な活用について働きかけていきます。</p> <p>(エ)ボランティア活動推進事業費補助金【長寿社会課】 ボランティアポイント制度の活用は、ボランティア活動への参加の呼びかけ、依頼のしやすさ、活動の継続につながっており、導入する市町村は増加しています。 しかし、令和5年度は補助金事業の活用実績はなく、令和6年度以降も市町村からも財源として県の補助事業を活用する意向も少ないことから、令和8年度から事業を廃止します。</p> <p>(オ)ボランティア活動推進アプリ開発委託料【長寿社会課】 ボランティア活動推進にあたって、ボランティアのマッチング及びポイントの管理が煩雑で市町村の事務の負担が、市町村が取り組みにくい一つの要因となっています。 そのため、ボランティアの募集やポイントを管理できる基本的な仕様を県で行うことで、促進を図るため、アプリの開発を行ったものです。 アプリを活用している3市町では、ポイントの付与が活動参加の動機付けとなり、ボランティア登録数が増加し、活動回数もつながっています。また、市町村職員も事務が軽減されたことにより、住民ボランティアのフォローや、ボランティア活動を受け入れる場所の開拓などの業務に注力する時間が確保しやすくなっています。 こういったことから、今後も住民の生活支援に対する手段としてボランティアの活用を検討している市町村は多いため、アプリの活用に向け、積極的な広報を行っていきます。</p>

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

13

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>町・四万十町)とのことであった。</p> <p>しかし、「介護予防・ボランティア活動促進アプリ」を実装すること、ボランティア活動を促進していくことの結びつき・関連性が弱いように思われる。前記のとおりボランティアは無償のものであるし、ボランティアポイント等の管理によってボランティア活動が促進されるのか疑問である。本事業がボランティア活動促進につながるのかという前提事実から検討すべきである。</p> <p>(カ) 高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金【意見】</p> <p>本事業は、令和5年度からの事業であり、同年度は利用実績がなかった。担当課によれば、「令和5年度からの取り組みであり、市町村に対しヒアリングや文書で周知したものの、見守り機器が必要となる事例が少なかったり、入院や入所などにより状況が変化する事例もあったことから、補助金を活用するに至らなかった。」とのことであった。</p> <p>もともと、本事業は、高齢者が安心安全に自宅に居住するために有用な事業といえる。補助要件などを踏まえて、県民が使い勝手の良い内容になっているのか等を含めて再度検討すべきである。その上で、利用実績・数値の目標を立てて本事業を合理的に運営すべきである。</p>	<p>(カ) 高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金【長寿社会課】</p> <p>高齢化により住民同士の見守り機能の維持が課題になる中、機器を活用した見守り体制の構築は今後さらに必要性を増すと考えています。市町村からは活用の意向を示しつつも「補助要件を満たすことが難しい」との意見もあり、補助要件の見直し等活用しやすい事業となるよう検討していきます。</p> <p>また、令和8年度からは市町村の利用目標数を設定のうえ、市町村が活用できるよう、具体的な事例の周知などにも取り組んでいきます。</p>
<p>第8 指図及び意見</p> <p>1 事業継続の可否及び継続する場合の事業の在り方につき再検討すべきである【指図】及び【意見】</p> <p>(1) 地域ケア会議活用促進等事業【意見】</p> <p>ア 本事業については、事業ファイルの管理上、事業を統一的に管理する運用になっているのか疑問である。かかる事業管理の在り方からすれば、各講演会や研修会の意義などをどの程度分析し、効果的に運用しているかについても疑念が生じえない。本事業の意義は大きいだけに、事業の管理方法は早急に見直す必要がある。</p> <p>イ また、アドバイザー派遣の実績がないことを踏まえれば、既に各市町村にはアドバイザー派遣が代替する機能がある可能性もあり、本事業を継続すべきか否かという観点からの検討も必要である。仮に本事業を継続するとすれば、現状を分析した上で、PDCA等を策定し、効果的に事業実施すべきである。</p> <p>(2) 総合事業実施支援事業【指図】</p> <p>ア 本事業においては、毎年度、高知県リハビリテーション職能三団体協議会、公益社団法人高知県栄養士会、一般社団法人高知県歯科衛生士会に合計約200万円が支出されているが、本事業の目的とされる人材は既に育成されており、当該支出を続ける意義には疑問がある。</p>	<p>(1) 地域ケア会議活用促進等事業【長寿社会課】【再掲】</p> <p>介護予防・地域支援室が設置された令和6年度から、事業の流れに沿ってファイリングし、一連での管理を行っています。</p> <p>地域ケア会議へのアドバイザー派遣については、平成29年度に開始した事業で、各市町村で地域ケア会議の運営が定着し、現在活用実績が無いこと、市町村からの活用意向も聞かれなかったことから令和8年度から事業を廃止する方向で検討しています。</p> <p>(2) 総合事業実施支援事業【長寿社会課】【再掲】</p> <p>今後、認知証高齢者や単身高齢者のさらなる増加が見込まれることから、多職種が地域へ向かい、連携しながら事例に対応していく包括的な支援体制の重要性が増す事が予測されます。各職種が地域で必要な支援をしていくためには、高齢者を取り巻く新たな課題に対応するため、資質向上や人材育成を継続していくことが必要と考えています。</p>

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

14

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>イ 本事業を継続するべき必要性・相当性を分析し、本事業を継続するかを判断すべきである。継続するならば、単に本事業を実施するだけでなく、どのような目標をもって本事業を展開するのかについて、PDCAを策定し、合理的に事業運営すべきである。</p> <p>(3) ボランティア活動促進事業費補助金【指図】</p> <p>ア 本事業につき、令和5年度の利用実績がなかった。</p> <p>イ 県によれば、令和5年度から取り組みを開始し、市町村に周知したものの、結果交付決定に至らなかった、補助の対象である65歳未満をボランティアポイントの付与対象として実施している市町村が少なく、他の財源を活用している市町村もあることから本補助金の活用には至らなかったとのことであった。しかし、ボランティアはそもそも無償のものであり、ポイントのためにボランティアをすることは考え難い。ボランティアポイントを付与することで、ボランティア活動の担い手が増えるのかという前提事実の調査から始めるべきである。</p> <p>(4) ボランティア活動促進アプリ開発委託料【指図】</p> <p>ア ボランティア活動促進アプリは、令和5年度に開発を行い、令和6年度より運用開始となった影響もあったためか、令和5年度には前記ボランティア活動促進事業費補助金は支出されておらず、本事業によるアプリ配布数は少ない。また、本アプリは各市町村が市町村ごとに管理し、ボランティアのマッチングや活動のポイント管理、イベント情報等の周知等に利用できるように開発されているが、活用している市町村は、3市町村(いの町・安芸市・四万十町)とのことである。これらのことから、本事業が効果的に実施されているのかは疑問である。</p> <p>イ また、前記のとおりボランティアは無償のものであるし、ボランティアポイント等の管理によってボランティア活動が促進されるのか疑問である。本事業がボランティア活動促進につながるのかという前提事実から検討すべきである。</p> <p>(5) 高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金【意見】</p> <p>ア 令和5年度からの事業であるが、同年度の利用実績はなかった。市町村に周知したものの、見守り機器が必要となる事例が少なかったり、入院や入所などにより状況が変化する事例もあり、補助金活用に至らなかったとのことである。</p>	<p>います。</p> <p>令和7年度より、事業効果について3団体から事業評価を記載してもらうように実績報告の様式を変更しました。</p> <p>また、次年度予算編成に向け、3団体と、今後の方向性、育成した人材の活用などについて協議を行い、本事業の効果、人材の活動実績について再確認することで事業評価を行いながら、進捗管理していきます。また、併せて市町村に対して本事業の積極的な活用について働きかけていきます。</p> <p>(3) ボランティア活動促進事業費補助金【長寿社会課】【再掲】</p> <p>ボランティアポイント制度の活用は、ボランティア活動への参加の呼びかけ、依頼のしやすさ、活動の継続につながっており、導入する市町村は増加しています。</p> <p>しかし、令和5年度は補助金事業の活用実績がなく、令和6年度以降も市町村からも財源として県補助事業を活用する意向も少ないことから、令和8年度から事業を廃止します。</p> <p>(4) ボランティア活動促進アプリ開発委託料【長寿社会課】【再掲】</p> <p>ボランティア活動促進にあたって、ボランティアのマッチング及びポイントの管理が複雑で市町村の事務の負担が、市町村が取り組みにくい一つの要因となっています。</p> <p>そのため、ボランティアの募集やポイントを管理できる基本的な仕様を県で行うことで、促進を図るため、アプリの開発を行ったものです。</p> <p>アプリを活用している3市町村では、ポイントの付与が活動参加の動機付けとなり、ボランティア登録数が増加し、活動促進につながっています。また、市町村職員も事務が軽減されたことにより、住民ボランティアのフォローや、ボランティア活動を受け入れる場所の開拓などの業務に注力する時間が確保しやすくなっています。</p> <p>こういったことから、今後も住民の生活支援に対する手段としてボランティアの活用を検討している市町村は多いため、アプリの活用に向け、積極的な広報を行っていきます。</p> <p>(5) 高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金【長寿社会課】【再掲】</p> <p>高齢化により住民同士の見守り機能の維持が課題になる中、機器を活用した見守り体制の構築は今後さらに必要性を増すと考えています。市町村からは活用の意向を示しつつも「補助要件を満たすことが難しい」との意見もあり、補助要件の見直し等活用しやすい事業となるよう検討</p>

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

15

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>イ しかし、本事業は、高齢者が安心安全に自宅に居住するために有用な事業である。県民に使い勝手の良い内容になっているのか、補助要件等を再度検討すべきである。その上で、利用実績・数値の目標を立てて本事業を合理的に運営すべきである。</p> <p>2 高齢者支援に資する介護人材確保に向けた情報発信を充実させるべきである【意見】</p> <p>(1) 高齢者支援事業の中心となる医療・介護分野においては人材確保が最重要課題である。中でも介護分野における人材確保はより困難を伴う。人口減少が進む中、中長期的に介護人材を安定的に確保していくために、県としては、若い世代とその親世代が持つ福祉・介護業界に対する将来の職業選択志向としてのネガティブイメージの払拭を図る必要がある。そのためにまずは、人材確保に向けた情報発信及び待遇改善に注力すべきである。</p> <p>(2) 福祉・介護の仕事広報事業においては、「KAGO PRIDE プロジェクト」についての広報を実施し一定の効果をj得ているが、更に情報発信を充実させ、効果測定を多角的に行っていくべきである。</p> <p>(3) 福祉・介護事業所認証評価事業においては、高知県福祉・介護事業所認証評価制度の認知度向上に向けた情報発信をより充実させるべきである。</p> <p>3 数値化可能なすべての事業につき、数値目標を設定し、事後的に効果を測定できる仕組みとすべきである【意見】</p> <p>(1) PDCA サイクル管理により、適切な数値目標を設定され、実施され、実績の評価がされ、目標に届かない場合には原因を分析し、次年度以降の取組に生かすという合理的手順のもと施行されている事業が多数ある一方で、何らの数値目標も設定されていない事業も少なからず見受けられた。</p> <p>(2) 例えば、(高齢者)入居支援研修、中山間地域等訪問看護師育成講座、訪問看護師研修、在宅歯科医療連携推進事業、認知症介護実践者養成事業、認知症対応力向上研修等、介護・看護・診療に関わる人材の育成目的の研修事業において参加者の目標値が設定されていないかった。フイェル予研推進事業、人生の最終段階における医療・ケアの意思決定支援事業等の広報的意味を持つ研修、講座において参加者の目標数値が設定されていた。認知症疾患医療センター運営委託事業では委託の具体的な内容である診療、相談、研修等の目標数値が設定されていた。介護予防アプリ開発委託事業ではアプリの利用者数の目標が設定されていた。</p> <p>(3) 目標数値がなければ、当該事業が県民の福祉の増進に努めているといえるか否か、最少の経費で最大の</p>	<p>してきます。</p> <p>また、令和8年度からは市町村の利用目標数を設定のうえ、市町村が活用できるよう、具体的な事例の周知などにも取り組んでいきます。</p> <p>(1) ～(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉・介護事業所認証評価事業【長寿社会課】 福祉・介護の仕事広報事業【長寿社会課】【再掲】 <p>県では、介護の仕事に対するネガティブイメージが根強いことを課題として捉えており、若い世代に向けた介護の仕事の魅力発信(ネガティブイメージの払拭)に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、介護の仕事に対するネガティブイメージの払拭に向けたツールとして「KAGO PRIDE プロジェクト」を活用し、アンケートも継続のうえ、その効果や関係者の意見も取り入れながら、より効果的な事業となるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、高知県福祉・介護事業所認証評価制度については、職員が働きやすさとやりがいを実感できる魅力ある職場づくりを推進するという目的を明確に打ち出すとともに、学生や求職者、利用者、事業者などのターゲットに応じて、魅力やメリット、効果をわかりやすく発信するなど、情報発信を充実させ、制度の認知度向上に取り組んでいきます。</p> <p>(1)～(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> 退院支援事業委託料【在宅療養推進課】【再掲】 <p>令和7年度は入居支援コーディネート能力の修得に向けた研修等を11回開催します。受託者側の体制を踏まえつつグループワークを実施する等効果的な研修とするため、1回あたり40名、合計440名の参加を目指します。あわせて目標の達成と入居支援の取り組みを実施する医療機関を広げるため、これまで未受講の医療機関に個別に案内する等、受講を促します。</p> <p>また、受講者アンケートの集計結果を今後は委託者側でも確認し、随時研修内容に反映することで受講者のニーズにあった研修プログラムになるよう取り組みます。</p> <p>加えてアンケートの分析により、受講拡大に向けて、その他の改善点も併せて検討し、改善に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人生の最終段階における医療・ケアの意思決定支援事業【在宅療養推進課】【再掲】 <p>令和7年度は公開講座5回、出前講座8回の開催を目標とします。また、企業に社員を対象に研修を実施するよう働きかけ、3回の実施を目標とします。</p> <p>出前講座や企業内研修については主催側の状況により少人数の研修もあるため、1回あたり15～20人程度を、公開講座は1回あたり50人程度を想定し、目標値は受講者</p>

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

16

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>効果を求めて実施されているといえるか否か、組織及び運営の合理化に努めて実施されているといえるか否かを評価することができず、各事業の目標管理、効果測定及び分析等が適正に行えないことになりかねない。</p> <p>(4) 確かに、すべての事業に目標を設定し、結果を評価するとすれば事務量の増大につながり得る。事業ごとの優先度により管理方法が濃淡をつけるという考え方もある。国の定める要綱に従って市町村に補助金を給付する事業に県としての目標を設定するのは困難という県からの説明も受けた。</p> <p>(5) しかし、および県民の税金を投入する以上は、最低限、数値目標設定及び実績評価はなされるべきである。本県は高齢化先進県として他の自治体に先立って種々の施策を進めていかねばならない立場にある。委託事業であっても、県として講座や研修に一定の人数が集まればよしとするのでは寂しい。介護・看護・診療に関わる人材の育成目的の研修であれば育成目標数の増加率に整合する受講者の目標数もあるべきである。また、国の補助金事業であっても、市町村からの申請に応じて補助金を給付するだけでなく、積極的に数値目標を設定し補助金の有効活用方法を示して市町村をリードしてもらいたい。</p>	<p>数年間450人とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等訪問看護師育成講座開設委託料【在宅療養推進課】【再掲】 <p>中山間地域を含め、在宅での生活を希望される方が必要なサービスを受けることができるよう、訪問看護師の育成・確保の取り組みを進めています。訪問看護師数は増加していますが、小規模なステーションが過半数を占めており、各ステーションで新卒者を教育する人的、経済的余裕がなく、新卒者の採用が進まず、継続的な育成も難しい状態です。また高い看護スキルが求められる一方、代替要員がいいため、研修に参加しにくいといった状況もあります。</p> <p>そのため、高知県立大学に寄附講座を開設し、新卒者、看護経験者それぞれを対象とした研修プログラムを作成・実施し、受講しやすいよう、1科目から受講できる短期プログラムも開設しています。しかし、こうした研修プログラムについて、ステーションに十分認識されていないことも受講者が少ないことの要因の一つと考えられますことから、各年度の目標を達成できるよう各訪問看護ステーションに講座について一層周知を図ります。</p> <p>併せて、受講者へのアンケート調査により、研修テーマや受講環境などがニーズに沿った研修となっているか検証し、改善に取り組みます。</p> <p>令和7年度に訪問看護実態調査を行い、その結果を踏まえた数値目標を令和8年度から設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金【在宅療養推進課】【再掲】 <p>訪問看護ステーションは増加していますが、県中央部に偏している状況です。これまで中山間へのサービス確保の観点などから補助金の受給対象者を限定していましたが、中山間地域へのサービス確保には都市部も含め、県全体で訪問看護師の数の確保と質の向上の取組をより充実させていくことが必要です。</p> <p>そのため、受講者数の拡大に向けて、まずは、令和7年度に訪問看護実態調査を実施し、その結果を踏まえた数値目標を令和8年度から設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問看護師研修委託料【在宅療養推進課】【再掲】 <p>令和7年度に実施する訪問看護実態調査により、県内訪問看護師数を把握し、受講率等を算出し令和8年度から目標値を設定します。各年度の目標を達成できるよう各訪問看護ステーションに周知を図ります。</p> <p>また、受講者へのアンケート調査により、研修テーマや受講環境などについてニーズに沿った研修となっているか検証し、受講者数の拡大に向けて改善に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療介護連携情報システム導入促進事業費補助金【在宅療養推進課】【再掲】 <p>高知家@ラインの加入状況について、定期的に把握す</p>

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

17

監 査 結 果	措 置 の 内 容
	<p>ることとし、令和7年度は10施設の新規加入を目標として、実施主体の取り組みを支援します。 (参考)令和7年2月時点:382施設 令和6年2月時点:374施設</p> <p>具体的には、基幹病院の加入により、周辺施設(介護事業所等)の加入も見込まれるため、基幹病院への加入の働きかけを推進することで上記目標を達成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅歯科医療連携推進事業委託科【在宅療養推進課】[再掲] 訪問対応可能な歯科衛生士を増加させるため、訪問歯科診療実施医療機関勤務の歯科衛生士を対象に、当該研修を実施しています。 令和7年度は研修を4回開催します。受託者側の体制を踏まえつつグループワークを実施する等効果的な研修とするため、1回あたり50名、合計200名の参加を目指します。 在宅歯科医療連携室運営委託科【在宅療養推進課】[再掲] 訪問歯科診療のレセプト件数の少ない地域で、患者を掘り起こし、歯科の受診につなげることが課題と考えています。 相談者の属性を分析し、より患者に近い専門職との連携ができていないか等について検証し、改善の取り組み、相談のあった患者を確実に診療につなげていきます。 また、令和7年度は歯科医師等を対象とした訪問歯科診療に係る研修を2回開催します。受託者側の体制を踏まえつつグループワークを実施する等効果的な研修とするため、1回あたり50名、合計100名の参加を目指します。 認知症介護実践者養成事業費【長寿社会課】[再掲] 認知症介護研修計画(令和6～8年度)における各年度の受講者予定者数を目標として設定し、事業の進捗管理・見直し等、効果検証は計画に基づき行います。 なお、目標は以下のとおりです。 (認知症介護実践研修) ・令和6年度 280人(実績:201人) ・令和7年度 280人 ・令和8年度 280人 (認知症介護実践リーダー研修) ・令和6年度 50人(実績:48人) ・令和7年度 50人 ・令和8年度 50人 認知症対応力向上研修事業委託科【長寿社会課】[再掲] 医療従事者ごとの人数や、これまでの研修終了者数などを踏まえ、以下のとおり目標設定し、各研修で達成ができるよう、職種団体等と連携して周知を図り、受講者を募集するとともに、引き続き研修後の受講者アンケート結果を集計分析のうえ、改善に取組みます。 (歯科医師向け認知症対応力向上研修)

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

18

監 査 結 果	措 置 の 内 容
	<p>令和7年度 40人 令和8年度 40人 (薬師前向き認知症対応力向上研修) 令和7年度 70人 令和8年度 70人 (医療従事者向け認知症対応力向上研修) 令和7年度 80人 令和8年度 80人</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症疾患医療センター運営委託科【長寿社会課】[再掲] 県内の各認知症疾患医療センターの連絡会議や認知症施策推進会議等で協議のうえ、センターの機能や役割も踏まえ、令和8年度末までに必要な項目について目標を設定し、結果等も共有していきます。 フレイル予防推進事業費【長寿社会課】[再掲] フレイル予防講習会 講習会の開催にあたっては、令和8年度からは共同開催となる市町村と検討のうえ参加者数の目標数を設定し、結果分析も実施します。 介護予防アプリ開発委託科【長寿社会課】[再掲] フレイルチェック利用者の目標数は、県内集いの場に参加した高齢者数を目標として設定しました。 (目標) 令和7年度: 6,000人 令和8年度: 9,000人 令和9年度: 12,000人 <p>4 数値化可能なすべての事業に数値目標を設定した上で、さらに重要な事業についてはPDCAサイクルでの管理を行うべきである【意見】</p> <p>(1) 前項記載のとおり、数値化可能なすべての事業に数値目標を設定するべきである。そのうえで、重要な事業についてはPDCAサイクルによる管理を行うべきである。</p> <p>(2) 介護施設等整備対策事業は、事業細目の一部はPDCAサイクル管理されているものの、残りはされていない。しかしPDCAサイクル管理されていない事業も重要な事業である。地域支援事業交付金は利用主体が市町村であることからPDCA管理が困難とされているが、市町村間に生じている交付金活用の顕著な差を解消するために県としてPDCAサイクルにより管理し、より積極的に関わっていくべきである。</p> <p>(1)、(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護施設等整備対策事業費【長寿社会課】[再掲] 簡易給水装置の設置やゾーニング環境整備は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の基本となる対策に付加して行う対策です。 各施設によって状況は異なり、あくまでも事業者においてその対策が必要と判断された場合に活用できるメニューと捉えており、その他事業についても各施設によって状況が異なることから、数値目標の設定はなじまないと考えていますが、積極的に本事業を活用し、いただけるよう周知に取組んでいきます。 地域支援事業交付金【長寿社会課】[再掲] 年度当初に、各市町村の事業の実施状況を調査するとともに、個別に聞き取りをし、各事業が地域の課題解決につながっているかなど、状況を把握しています。また、利用に課題がある自治体に対しては、必要な情報提供を行っています。さらに、限度額を超過している自治体などには、優先的にアドバイザーを派遣し、交付金の適正な活用方法などの助言を行っています。

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

19

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>5 各種講座や研修会を実施する際は、アンケート等参加者からのフィードバックを収集、分析し、次につなげるようにすべきである【意見】</p> <p>(1) 参加者を集めて講座や研修会を実施する以上、アンケート等により参加者の感想や意見を集め、分析して、次の企画につなげるべきである。県からの委託を受けて研修等を実施する受託者の多くはこれらの手順を踏んでいると思われたが、県によるフィードバックの分析・評価は不十分と思われるものが散見された。</p> <p>(2) 見直すべき事業としては、選定支援事業委託先における研修、介護支援専門員資質向上事業費補助金における研修、地域包括支援センター職員スキルアップ事業、介護予防活動普及展開事業がある。</p> <p>(3) 委託事業であるから参加者からのフィードバックは受託者が把握していれば足りるというものではない。県は、事業の実施主体として、委託先の適正な評価をするためにも、参加者の満足が得られ実施目標を達成する企画を実施していくためにも、より積極的に参加者からのフィードバックを収集、分析すべきである。</p>	<p>加えて、保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金に関する評価指標や各自自治体の健康指標なども併せてデータ分析することでより具体的な助言ができるように取り組んでいます。</p> <p>(1)～(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 選定支援事業委託先【在宅療養推進課】【再掲】 受講者アンケートの集計結果を今後は委託者側でも確認し、随時研修内容に反映することで受講者のニーズにあった研修プログラムになるよう取り組みます。 加えてアンケートの分析により、受講拡大に向けて、その他の改善点も併せて検討し、改善に取り組みます。 介護支援専門員資質向上事業費補助金【長寿社会課】【再掲】 研修の実施にあたっては、今後もアンケートを継続のうえ、集計・分析を行うこととします。また、高知県社会福祉協議会及び講師等と集計・分析結果を共有し、実施年度の振り返りを行うとともに、次年度研修の効果的な運営につなげていきます。 地域包括支援センター職員スキルアップ事業【長寿社会課】 これまですべての研修においてアンケートを実施しており、今後もアンケート結果の分析・評価を行い、次年度に生かすよう取り組んでいます。 介護予防活動普及展開事業【長寿社会課】【再掲】 オンライン介護予防教室については、年度当初の事業開始前に集いの場に向けてアンケートを行い、希望の多かった内容をテーマに開催しています。 令和5年度は、参加人数の把握ができていませんでしたが、令和6年度からは受講人数の確認は行っています。 また、定期的にアンケートを実施し、受講者の意見や感想を基に、テーマの選定や内容の見直しを行っていきます。
<p>6 委託先の選定方法は、新規事業者が参入しやすい体制を整えた上で、可能な限りプロポーザル方式や競争入札方式によるべきである【意見】</p>	

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

20

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>(1) 医療・介護分野における委託業務は専門性が高く、受託候補者が少ない事業が多いため、ほとんどの委託事業が随意契約方式となっている。また、入札方式を取ってはいないが、新規事業者が参入するには入札期間が短くと思われるケースもある。ヒアリング等を通じて、過去には入札方式も採用したが、結局は特定の事業者に落ち着いた等の経緯があることも判った。</p> <p>(2) 主任介護支援専門員研修事業では、県内に同種事業を委託できる事業者が少ないことが理由で随意契約となっている。福祉・介護事業所認証評価事業では、8年間受託者が固定化している。介護予防アプリ開発委託事業は、随意契約ではないが入札期間が2週間しかなく、新たに県事業に参入しようとする事業者にとって、かかる短期間で参加するか否かの判断ができるものかは疑問である。</p> <p>(3) しかし、合理的な委託先の選定には市場原理、競争原理は不可欠である。対象事業者を必ずしも県内事業者に限定する必要はない。また、入札期間他の入札条件を工夫することにより、より多くの事業者の入札参加を促すことは可能と思われる。過去の経緯にこだわることなく新規参入事業者を採択・継続することは必要である。</p> <p>(4) 仮に、随意契約を維持しなければならないならば、委託先の事業につき更に厳密に評価をする等して特定の委託先と随意契約をする必要性を積み上げるべきであろう。</p> <p>(5) 以上のとおり、委託先の選定方法は、新規事業者が参入しやすい体制を整えた上で、可能な限りプロポーザル方式や競争入札方式によるべきである。</p> <p>7 事業の運用管理方法を見直すべきである【意見】</p> <p>(1) 介護予防市町村支援事業 ア 担当課が管理するファイルでは市町村ヒアリングの実施日時等が一見してわからないなど、本事業の運用管理面においては大きな改善が必要である。 イ 市町村ヒアリングの内容の記録はあるが、それを今後どのように改善が活かしているかの等のフォローアップがされているように見受けられなかった。ヒアリングをした市町村のフォローアップや各市町村の回答を他の市町村に共有化するなど、本事業を合理的に実施するべく見直すべきである。 ウ なお、令和6年度より、市町村ヒアリングの結果から県として課題を感じた市町村及び事業周知を行った際アドバイザーの助言を希望した市町村に対して、単発的な介入ではなく複数回の伴走支援を行う方法に変更して対応しているとのことであるので、この点については解決済である。</p> <p>(2) 福祉・介護事業所事業継続計画策定支援事業</p>	<p>(1)～(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防アプリ開発委託先【長寿社会課】【再掲】 本事業によるアプリの開発は令和5年度単年度事業ですが、今後同様の事業を実施する場合は、より適切な入札期間の設定等を行い、新規事業者の参加を目指す。 主任介護支援専門員研修事業委託先【長寿社会課】【再掲】 より効果的な事業が実施できるよう、令和8年度はプロポーザル方式による契約で事業者を選定する方向で検討しています。 福祉・介護人材定着支援事業費【長寿社会課】【再掲】 令和8年度からはプロポーザル方式によって広く企画提案を募ることにより、さらなる事業効果の向上につなげていきます。 生活支援コーディネーター養成事業費【長寿社会課】【再掲】 高知県社会福祉協議会との随意契約の必要性について、改めて整理を行い、令和8年度の実施にあたり競争入札による方法も検討しています。 <p>(1) 介護予防市町村支援事業【長寿社会課】【再掲】 市町村ヒアリングは取組を進めるにあたって、現状や課題把握の機会となり、その分析評価はPDCAを回していく上で重要な情報となります。その情報は、データで管理していますが、ヒアリング後の取組経過を含めて書類として残していくよう対応を見直しました。また、まとめたデータは各福祉保健所とも共有し、長寿社会課、福祉保健所で開催する研修会や担当者会議を通して、市町村にフィードバックを行っています。 ヒアリング後の市町村のフォローアップとして、令和6年度からは、県として課題を感じた市町村や、アドバイザーの助言を希望した市町村に対して、単発的な介入ではなく複数回の伴走支援を行う方法に変更して対応しています。</p> <p>(2) 福祉・介護事業所事業継続計画策定支援事業【長寿社</p>

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置について

21

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>ア 令和5年度に委託先からの委託金額の変更申出により委託金額が減額となったことがあった。本来なら県において、事業が終了したタイミング等適宜の時期に委託金額の変更の有無等の確認を事業管理の手順として組み込んでおくべきであった。</p> <p>イ 事業委託をする場合の手順・ルールを徹底すべきである。</p> <p>8 その他【意見】</p> <p>(1) <u>訪問看護の取組においては、支援体制の地域偏在が解消されていない。</u>「日本一の健康長寿県構想」を掲げ、高齢になってからも安心して楽しく暮らせることを高知の「売り」にするためには、中山間地域対策を含めた訪問看護体制の確立は欠かせないのであるから、当該事業への思い切った予算配分を検討すべきである。</p> <p>(2) <u>地域包括支援センター職員スキルアップ事業においては、参加者の裾野を広げるべく、オンライン参加も認めるハイブリッド形態を検討すべきである。</u></p> <p>(3) <u>地域医療介護連携ネットワークシステム導入促進事業については、全国付なマイナンバーカードと健康保険証との紐付けミスによる不具合から、令和5年度のはたまるねっと専用ICカードとマイナンバーカードとの紐付け件数は43件にとどまった。既に紐付けの環境は整備されたことから令和6年度以降は予算化されていないが、引き続き紐付け実績の把握を継続し、導入実績が伸びなければ促進事業の再開を検討すべきである。</u></p>	<p>会課【再掲】 委託事業の実施にあたっては、委託先と定期的に連絡を取り合い、事業計画の変更等が必要ないかどうか、しっかりと確認しながら、進捗管理を徹底します。</p> <p>(1) 訪問看護支援事業【在宅療養推進課】【再掲】 訪問看護ステーションの県中央部への偏在について、中山間地域へ訪問看護サービスの提供を維持するため、遠隔加算の補助を継続し、必要な予算を確保します。 都市部も含め、県全体の訪問看護師の数の確保と質の向上の取組をさらに充実させていくため、令和7年度に実施する訪問看護実態調査により、訪問看護スタートアップ研修の未受講者の課題やニーズを把握し、受講者数の拡大に向けた改善に取り組めます。 また、訪問看護総合支援センターによる訪問看護ステーションへの人材確保や経営支援、訪問看護師への手技向上支援などの就業環境の改善に向けた取り組みを継続していきます。</p> <p>(2) 地域包括支援センター職員スキルアップ事業【長寿社会課】【再掲】 介護予防支援従事者事業(初任者向け)は介護予防プラン作成に従事するための必須研修としていることから、受講確認と併せて研修内での演習の効果を一定担保するため、現地開催が必要と考えています。 地域包括支援センター職員の業務の効率化や負担軽減などを踏まえ、研修効果に影響しない範囲でオンライン受講が可能な内容については、令和8年度からオンラインも活用したハイブリッド形式等で実施する方向で検討しています。</p> <p>(3) 地域医療介護連携ネットワークシステム導入促進事業費補助金【在宅療養推進課】【再掲】 補助事業者に対し、マイナンバーカードへの紐付け件数を増やすための計画と実績について、定期的なヒアリングを行います。 患者のマイナンバー制度に対する不信感を軽減するため、補助事業者が患者に対して専用ICカードとマイナンバーカードの紐付けに関する説明を行い、紐付け件数の増加につなげるよう、取り組むこととしています。</p>